

各 高 等 学 校 長 様  
関 係 特 別 支 援 学 校 長 様  
関 係 専 修 学 校 長 様

公益財団法人岩手育英奨学会  
会 長 遠 藤 洋 一 (公印省略)

令和5年度高等学校・専修学校高等課程奨学生（タイプD大学等進学支援）志願者の募集  
について

本会の事業につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて奨学生を「募集要項」及び下記のとおり募集しますので、採用基準等を御確認のうえ、適格者を推薦くださるようお願いいたします。

また、「令和5年度奨学金案内〈タイプD大学等進学支援〉」、「奨学生願書」他、申込時に必要な書類につきましては、本会ホームページよりダウンロードのうえ希望者へ配付くださるようお願いいたします。ホームページには9月上旬頃掲載予定です。

なお、対象者が高等学校又は専修学校高等課程の第2学年に在学する生徒に限定されるため、該当世帯の保護者等に対し漏れなく御周知くださるよう御協力をお願いいたします。

## 記

### 1 対象者

次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 県内に住所を有する方の子である者
- (2) 県内の高等学校又は専修学校（高等課程）の第2学年に在学する者又は準ずる者で次のいずれかに進学する意欲のある者

※「準ずる者」：修業年限が3年を超える課程、学科の場合は卒業する前年の学年に在学する者

〈対象となる大学等の区分〉

- ① 学校教育法（以下「法」という。）第83条に規定する大学
- ② 法第108条に規定する短期大学
- ③ 法第117条に規定する高等専門学校（進学にあたり試験等を要する場合に限る。）
- ④ 法第125条に規定する専修学校（高等課程を除く。）
- ⑤ 法第134条に規定する各種学校

- (3) 住民税（道府県民税及び市町村民税）所得割額が非課税である世帯
- (4) 次のいずれかの奨学金事業等の貸与または給付を受けていない者
  - ア 都道府県による貸与型奨学金事業
  - イ 高校奨学事業（東日本大震災津波特例）
  - ウ 東日本大震災により被災した高等学校等の生徒に対する、都道府県による給付金型事業（一時的な支援を行う給付金等を含む。）

### 2 上記事項の補足事項

- (1) 都道府県による貸与型奨学金事業

都道府県が実施している貸与型奨学金については、タイプD奨学生願書に名称を申告していただきます。

- (2) 「都道府県による給付金型等事業」は、いわての学び希望基金奨学金、東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金及び福島県東日本大震災子ども支援基金給付金です。
- (3) 「高校奨学事業（東日本大震災津波特例）」は、岩手育英奨学会のタイプC奨学金です。
- (4) 「一時的な支援を行う給付金等」は、いわての学び希望基金事業の教科書購入費等給付事業、被災地生徒運動部活動支援事業、被災地児童生徒文化活動支援事業等です。
- (5) タイプD奨学金は、岩手育英奨学会のタイプA又はタイプBとの併給が可能です。

3 提出期限 令和5年10月20日(金) 必着

4 奨学金貸与時期 令和6年3月12日(火) (第2学年時の3月期)

5 貸与額(無利息) 150,000円(本人口座に一括振り込み)

## 6 提出書類

- (1) 令和5年度岩手育英奨学会(タイプD大学等進学支援)推薦報告書
- (2) 令和5年度岩手育英奨学会(タイプD大学等進学支援)奨学生願書
- (3) 住民票謄本(世帯全員が記載されたもの) ※マイナンバー不要
- (4) 家計支持者の令和5年度(前年中) 所得課税証明書(全部記載)

## 7 返還及び返還免除

- (1) 返還は、高等学校等卒業から6か月の据置期間経過後5年以内で、「月払」か「月払と半年払との併用」のどちらかの返還方法となります。
- (2) 返還を怠った場合は、延滞利息(6月を超えるごとに2.5%)が発生します。
- (3) 大学等に在学中の期間など一定の条件で返還猶予が認められるほか、次のいずれかに該当し、所定の「奨学金返還免除願」に関係書類を添えて申請があったときは、審査のうえ返還を全額免除します。

区 分		免 除 の 条 件	関 係 書 類
大学進学 (修業年限 4年以上)	県内大学	入学したことの確認をもって免除します。	在学証明書
	県外大学	大学等卒業後、一定期間県内企業・団体等に就職したことの確認をもって免除します。	雇用証明書
短期大学、高等専門学校 (4、5年生)専修学校又は 各種学校に進学 (県内外の区分なし)		<b>【就業期間】通算で2年間</b> (正規、非正規は問いません。) ※ただし、5年以内を限度とする。 <b>【県内就職】県内に事業所を有する企業・団体等への就業</b> <b>【浪人の扱い(免除または猶予)】</b> 大学浪人：1浪まで 就職浪人等：1浪まで(就職浪人、アルバイト、県外就職を希望する場合など)	※通算で2年間の就業が確認できるまでは、毎年雇用証明を添付して返還の猶予願の申請が必要。

## 8 ホームページへの掲載場所

トップページ写真の下【令和5年度奨学生募集案内<タイプD大学等進学支援>】

<送付・連絡先> 〒020-8570 盛岡市内丸10-1 公益財団法人岩手育英奨学会  
 電話・FAX 019-623-2050 <http://www.iwate21.net/ikuei-syougaku/>